

令和4年度

第1回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和4年4月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年4月20日(水) 午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 19人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について<香川県知事許可>

議案第5号 非農地証明願について<農業委員会許可>

議案第6号 農用地利用集積計画(案)について

議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和4年度観音寺市農業委員会第1回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の
規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である19人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは2番 森川 敏博 委員、並びに10番 石川 豊 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたしますが、「申請番号2番」山岡 都男委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和4年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は4件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、相続したものの農地の管理に苦慮していたところ、親族である譲受人に無償の所有権移転することで話が纏まったものです。

2番の農地は地籍調査により分筆され自治会名義となった土地ですが、隣接地の所有者である譲受人が管理していくことで地元の話が纏まったため、それに合わせて、譲渡人である自治会から譲受人に所有権移転をするものです。

3番の譲渡人は、高齢により規模縮小を考えていたことから、申請地の隣接地の所有者である譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の譲渡人は、相続により3名の共有名義となっておりますが、3名とも県外在住であり、農地の処分を考えていたところ、譲受人に所有権移転することで話が纏まったものです。

以上の申請につきましては、全部効率利用要件として「無断転用や荒廃農地がないなど、取得後において耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に耕作すること」、農作業常時従事要件として「必要な農作業に常時従事すること」、下限面積要件として「取得の結果、農地面積の合計が40アール以上になること」、地域との調和要件として「周辺地域の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと」などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 2番について、合田 朝子 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 3番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 4番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 (会長) 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和4年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書5ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請者は森岡 キミ子様です。転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。申請場所は、柞田町下出甲1257-1で中部中学校から南約300mに位置し、県道栗井観音寺線に接する都市計画用途地域、第一種住居地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地489㎡です。併せ地は469.42㎡、合計で958.42㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建200.83㎡、納屋3棟平屋建150.40㎡、合計351.23㎡で土地利用率は36.65%です。資金計画は、造成費20万円、建築費50万円で、合計70万円を自己資金で賄うものです。すでに支払い済みです。転用に及んだ理由ですが、申請地は昭和の年月日不詳に既存住宅の拡張及び納屋の建築を行いましたが、転用手続きができておりませんでした。転用申請ができていなかったことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は西山 耕二様です。転用目的は農家住宅で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、栗井町出晴405-2で栗井小学校から西約1200mに位置し、市道出晴立野線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地212㎡です。併せ地は368.38㎡、合計で580.38㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建144.12㎡、物置1棟平屋建33.31㎡、合計で179.43㎡です。土地利用率は30.92%です。資金計画は、建築費165万円を自己資金で賄うもので、すでに支払い済みです。転用に及んだ理由ですが、申請地は昭和の頃から、隣接地にあった鶏舎の資材置場や駐車場として利用しており、現在に至ります。長年無断転用状態であったことを反省し始末書を付しての転用申請するものです。

3番の申請者は合田 浩様です。転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、本大町本村道西上1122-3で一ノ谷小学校から北東約400mに位置し、県道観音寺池田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地44㎡です。併せ地は675.4㎡、合計で719.4㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建260.48㎡、居宅1棟平屋建54.70㎡、納屋等102.17㎡、合計417.35㎡で土地利用率は58.01%です。転用に及んだ理由ですが、申請地は昭

和年月日不詳から農家住宅の納屋部分として利用していました。今回、5条申請の受付番号5番の案件を申請するにあたり、無断転用申請であることがわかったため、始末書を付しての申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 2番について、山岡 都男 委員 補足説明をお願いします。

山岡委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 3番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 (会長) 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

引き続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和4年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は9件です。

議案書7ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は有限会社三栄産業 代表取締役 仁田 栄二様で、観音寺市柞田町甲5番地に主たる事務所を置き平成17年設立、資本金300万円で、建築工事業を営む法人です。転用目的は工場・太陽光発電設備で、賃借権設定しようとするものです。申請場所は、三本松町二丁目甲2155-28外4筆で観音寺小学校から南西約600mに位置し、市道見卓3号線に接する都市計画用途地域の準工業地域で、第3種農地であり、転用面積は地目が田2433㎡です。併せ地は宅地503.15㎡、合計で2936.15㎡です。利用計画ですが、太陽光発電設備1667.56㎡で、発電設備の出力は249.9kWです。転用に及んだ理由ですが、借人の三栄産業は太陽光発電事業を行っており、今までも太陽光発電設備を設置してきており、今後も安定した売電収入を得るために設置場所を検討していたところ、高齢となり農地の管理に苦慮していた貸人と話が纏まり、転用申請に至ったものです発電した電力は売電予定で、経済産業省の認定を受けていることを確認できる書類の提出を受けております。また、地元土地改良区や水利の同意、隣接農地所有者の同意もあることから許可相当と判断するものです。

2番の申請者は株式会社MIKIホールディングス 代表取締役 三木 康弘様で、徳島県徳島市昭和町に主たる事務所を置き平成30年設立、資本金100万円で、不動産業を営む法人です。転用目的は集団住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、柞田町字下出甲1225で中部中学校から南約200mに位置し、市道下出2号線に接する都市計画用途地域、第二種中高層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が田978㎡です。利用計画ですが、共同住宅2階建1棟295.38㎡、

ボンベ庫1棟1.20㎡、駐輪場1棟3.95㎡、合計308.43㎡です。転用に及んだ理由ですが、譲受人は資産運用としてアパート経営を検討し地元の観音寺市にて用地を探しておりました。一方で譲渡人は申請地の周辺の宅地化が進んでいたことから処分を検討し業者へ相談していたところ、譲受人を紹介され有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

3番の転用目的は一般住宅で、無償の所有権移転をしようとするものです。譲渡人は、譲受人の祖父にあたります。申請場所は、柞田町字赤泉甲1930-1で中部中学校から西約200mに位置し、市道赤泉谷田線に接する都市計画用途地域、第一種中高層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田323㎡です。利用計画ですが、居宅1棟平屋建127㎡で土地利用率は39.32%です。転用に及んだ理由ですが、子供の成長に伴い借家が手狭になり、実家から近い申請地を選び、転用申請に至りました。

4番の申請者は株式会社 三協ハウジング 代表取締役 吉田 孝一様で、観音寺市村黒町に主たる事務所を置き、資本金1,000万円で、建築工事業一般を営む法人です。転用目的は集団住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、柞田町字中村丙1737-2外1筆で柞田小学校から北西約500mに位置し、市道旧国道柞田大野原線から20m入った都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田378㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建83.53㎡で土地利用率は22.098%です。転用に及んだ理由ですが、申請者は不動産業を営む法人であり、隣接する分譲地が残り少なくなり今後も需要があるものと見込み、所有地の整理を行っていた譲渡人と有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

5番の転用目的は一般住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。譲渡人は譲受人の父です。申請場所は、本大町字本村道西上1122-1で一ノ谷小学校から北東約500mに位置し、県道観音寺池田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田358㎡です。併せ地は宅地63.3㎡、合計で421.3㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建117.59㎡で土地利用率は27.91%です。転用に及んだ理由ですが、両親や祖母の介護のことや農家を継承することを考え、実家近くの申請地で転用申請に至りました。

6番の申請者は観音寺市長佐伯 明浩様で、転用目的は県工事搬出土の仮置き場として、令和7年6月まで一時転用し、賃貸借権を設定しようとするものです。申請場所は、古川町字谷間原1154外11筆で一ノ谷小学校から南西約800mに位置し、市道上出本大線に隣接した都市計画内非線引き地域の第1種農地であり、転用面積は地目が田14697㎡です。利用計画ですが、令和7年度末の供用開始を目標に整備しているスマートインターチェンジの工事に用いる土砂の仮置き場として、利用します。側道側から床板をかけて進入し、3メートルほど土砂を積み上げる予定です。仮置きする土量は19,915㎡を予定しています。搬入する予定土量は19,915㎡であり、搬入量からも妥当な計画と考えられます。また、土砂の流出防止措置としては、農道や水路へ土砂が流入しないように、安定勾配をとっています。また、排水計画は、自然浸透であり、汚水はできません。土地改良や水利の同意を得ており、転用許可相当と考えます。

7番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。無断転用を解消しようとするものです。申請場所は、大野原町大野原字椀貸塚1868-1外1筆で大野原小学校から北約100mに位置し、市道下木屋小学校線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目宅地の323㎡です。併せ地は宅地152.42㎡、合計で475.42㎡です。利用計画ですが、住宅1棟2階建110.70㎡、納屋3棟平屋建27.47㎡で土地利用率は29.06%です。転用に及んだ理由ですが、譲受人所有の併せ利用地に駐車場を確保することができず、駐車場として貸してほしいと依頼され、以前から貸しておりました。今回、転用申請が必要なことを知り、長年の無断転用状態であったことを反省する始末書を付しての転用申請です。

8番の申請者は株式会社 森孵卵場 代表取締役 森 泰三様で、観音寺市大野原町大野原に主たる事務所を置きS37年設立、資本金8,400万円で、孵化並びに養鶏を営む法人です。

転用目的は工場で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、大野原町大野原字甲子池3580-4外26筆で大野原小学校から北約500mに位置し、県道観音寺佐野線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田18,994㎡、畑1,461㎡です。併せ地は公道203㎡、合計で20,658㎡です。利用計画ですが、工場1棟平屋建4193.01㎡、倉庫1棟平屋建625㎡を建築するものです。転用に及んだ理由ですが、新型コロナウイルス等の関係でワクチン卵の需要拡大が見込まれ生産規模を拡大するためです。規模としては、月100万羽のヒナの生産施設と年間600万個のワクチン卵施設として約3,600㎡の建物が必要と見込んでおり、併設する倉庫に加え、大型の車両の入出庫・取り回し、車輛の消毒施設と衛生管理区域として周辺と隔離できる面積の確保が必要であり、20,000㎡程度の土地を本社工場近くで探しておりました。

一方、譲渡人は農地の管理に苦慮しており、譲受人の計画地の規模に合致したため、話が纏まり、転用申請に至りました。

排水計画としては、雨水は場内集水路、調整池、沈砂池を設置し、汚水は浄化槽、水質浄化施設の設置を行う予定です。土砂の流出防止措置としては、排水経路にかいしょを設けるとともに、水路の清掃を定期的に行う予定です。地元土地改良区や水利との同意、隣接農地の同意を得ていることから許可相当と考えます。

9番の転用目的は農家住宅の拡張で使用貸借権しようとするものです。申請場所は、大野原町大野原字林東3882-1で大野原小学校から北西約900mに位置し、市道林東支線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑194㎡です。併せ地は宅地等1194.74㎡です。利用計画ですが、住宅2棟263.56㎡、倉庫3棟219.52㎡、店舗1棟9.20㎡で合計492.43㎡、土地利用率は41.22%です。転用に及んだ理由ですが、現在の建物が古くなっており、立て直すとともに、一部店舗用プレハブの設置が無断転用になっているため、始末書を付しての転用申請です。

申請番号6番と8番は転用面積が3,000㎡を超えるため、会長、副会長、地区担当委員、事務局で現地調査を行いました。それぞれの事業に対して、転用の必要性、事業に対する規模の妥当性、排水や道路に関する許可関係について確認しましたが、問題ありませんでした。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、私から説明します。特に問題ありません。

2、3番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 問題ありません。

議長(会長) 4番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 問題ありません。

議長(会長) 5、6番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 問題ありません。

議長(会長) 7番、8番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 問題ありません。

議長(会長) 9番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 問題ありません。

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の14ページをご覧ください。議案第4号 別紙記載の農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の2(3)の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。令和4年4月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は5件です。議案書15ページをご覧ください。

今回の案件は、5件全て申請者は(株)三協(代)金谷弘幸様です。変更の内容は、分譲住宅の工期を延長するための変更申請です。分譲住宅の工期を完了するには、造成して、すべての分譲地を売買する必要があります。工期中に終わっていない場合は、変更申請を行い、工期を延長しないと新しい転用申請を行うことができません。(株)三協は他市で新規の申請を予定しているため、今回、工期が切れている分譲住宅の案件すべてに工期延長の変更申請の提出です。工期については、変更申請により基本的には二年間の延長を行い、工期の終了日が2年以上前のものに関しては、変更申請の許可日から二年間の延長となります。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 全員意見がないようですので、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

議長(会長) 次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の18ページをご覧ください。議案第5号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和4年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。1番の申請地は、豊浜町和田字道溝甲1313番で、豊浜南部集会場から北に約260mに位置し、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積が201㎡です。昭和22年の航空写真を確認したところ、少なくともその時から宅地の敷地の一部として利用されていたことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、田中光雅 委員 説明をお願いします。

田中委員 特に問題ありません。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 全員意見がないようですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画(案)について」議題といたしますが、「受付番号20番」が石川 豊委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたるので、退席を求めます。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長(農政管理係長) 失礼します。それでは、議案第6号について説明いたします。まず、1件取り下げがございます。議案書27ページ6番の案件について、取り下げされましたので報告いたします。議案書の20ページをお開きください。議案第6号観音寺市農用地利用集積計画(案)について、別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画(案)」については、農

業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。令和4年4月20日 農業委員会 会長からの提出です。次の21ページをご覧ください。

これは、4月5日までに提出された個人間同志による利用権設定の経営移譲年金部分の総括表です。次の22ページ23ページをご覧ください。今月は経営移譲年金支給のための親から子への利用権設定が1件提出されました。次に24ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和4年3月31日公告（案）ですが、こちらは、通常個人間による利用権設定について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。観音寺地区 2,430㎡、常磐地区 2,049㎡、柞田地区 3,029㎡、栗井地区 2,818㎡、一ノ谷地区 1,727㎡、大野原地区 63,633㎡です。

合計、田41筆、畑1筆、合計面積34,644㎡の利用権設定が提出されました。今月は28件の申出がありましたが、受人の面積が少ないなど、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の40ページをお開きください。こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和4年4月28日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものです。それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。常磐地区 11,734㎡、柞田地区 3,958㎡、豊田地区 2,696㎡、栗井地区 10,114㎡、大野原地区 28,880㎡、豊浜地区 4,812㎡、田74筆、畑3筆、合計面積62,194㎡です。今月は、25件、賃借が12件、使用賃借が13件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、41ページから55ページに記載しており、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和4年5月1日付で設定される貸借となります。

議案第6号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第6号「観音寺市農用地利用集積計画（案）」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第7号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）」について「議題」といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長） それでは、議案第7号について、説明させていただきますので、議案書56ページをご覧ください。議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について、別紙記載の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。令和4年4月20日 農業委員会 会長からの提出です。次の57ページをご覧ください。香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式であり、議案第6号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。しかし、農地機構が借り受けているが借り手がいなかった農地や、耕作者が変更となる場合については、この配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件1件で、これまでの耕作者が高齢により耕作ができなくなったことから地元の農地所有適格法人の株式会社かわさきサラダへ変更するものです。

今後の手続きについては、農地機構が配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、6月1日からとなります。

議案第7号の説明については、以上です。ご審議 よろしく お願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願ひいたします。

事務局 非農地証明について、市民から問い合わせがあったので農業委員の皆様にご審議いただきたいです。

非農地証明の認定基準③の「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」には、山間部における山林化のケースのみ非農地と認定してきました。

市民からの問い合わせは、「山間部以外においても、20年を超える耕作放棄された農地があるが、認定基準③を適用することはできないか」とのことでした。

認定基準③の適用範囲を「山間部における山林化のケース」だけでなく、「山間部以外の耕作放棄地」を含むべきかどうか、農業委員の皆様にご審議いただき、認定基準の範囲を定めたいと考えます。

議長（会長） 事務局から、非農地証明の認定基準③について審議してほしいと依頼がありました。御意見ある方はいらっしゃいますか。

豊田委員 認定基準③を山間部以外に適用すると、農地の地目を変えるために故意的に耕作放棄するケースが発生する恐れがあります。農振地や一種農地を守るためには、非農地証明の認定基準③は「山間部における山林化のケース」のみに適用するべきと考えます。

議長（会長） 豊田委員から御意見ありましたが、他に御意見ありませんか。他に御意見がないようなので、非農地証明の認定基準③は、これまでどおり「山間部における山林化のケース」のみに適用するというところでよろしいですか。

全員 異議なし。

議長（会長） 審議の結果、農地を守るために、事務局は認定基準③をこれまでどおり「山間部における山林化のケース」のときに適用し、非農地証明事務を行ってください。

事務局 御審議ありがとうございます。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和4年度第1回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時30分閉会>